

第1章 総則

1 策定の目的

本市は、昭和27年、昭和37年及び平成15年に十勝沖を震源とする地震により、大きな被害を受けています。また、市北部には十勝川、東部には札内川の一級河川が流れ、過去に幾度も氾濫を繰り返し、大きな被害をもたらしています。

さらに、亜寒帯気候に位置する本市は、1度に100cmを超える降雪を経験しており、雪害の被害に対しても注意が必要です。

災害は、市民の生命・財産に大きな影響を与えるほか、精神的・肉体的負担は大きなものとなります。特に、近年多発している地震や洪水などでは、犠牲者の多くが、高齢の方や障害を持つ方であることから、災害時に自力で避難することが困難な方に対する支援の充実・強化が早急の課題となっています。

こうしたことから、地域の方々、関係機関・団体及びボランティアの皆さんの協力のもと、避難支援対策を、適切かつ円滑に進めるため、このプランを策定します。

2 策定の考え方

避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、策定の考え方や推進方法などを定めたこの「全体計画」と、今後作成する災害時要援護者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成します。

「全体計画」では、市の推進体制や、「個別計画」の作成方法、災害発生時の対応などの基本的な方針について定めています。

今後作成を進める「個別計画」は、このプランに基づき、要援護者ごとに、「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」（別紙様式2、以下「登録台帳」という。）により登録します。

登録後は、「個別計画作成協議会」が中心となり、一人ひとりの具体的支援について作成し、定期的に要援護者それぞれの状況などに応じて内容の修正・更新を行います。

3 対象とする災害時要援護者

このプランにおいて対象とする災害時要援護者は、原則として、在宅の方で、災害発生時に安全な場所への避難が、自力では困難であり、まわりの人の支援が必要な全ての住民を対象とします。

市では、次に掲げる方々について優先的に把握を進めます。

優先的に把握を進める対象者（以下「優先把握対象者」という。）

- 「ひとり暮らし高齢者」に登録されている方
- 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方
- 介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護3、4又は5と判定された方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方



4 推進体制

災害時要援護者の避難支援対策については、全体計画を基に市が中心となって進めますが、要援護者一人ひとりの個別計画作成にあたっては、市関係各課、民生・児童委員、地区連合町内会（自主防災組織）、福祉関係団体（者）などの代表者による「個別計画作成協議会」を立ち上げ、個別計画の作成及び管理を行います。

なお、「個別計画作成協議会」は、おおむね地区連合町内会単位を基本に地域ごとに組織化を進めます。

また、個別計画作成にあたり、課題などが生じた場合は、市関係各課、関係機関や福祉団体などをまじえた、意見交換の場を設けるなど、必要に応じて協議・検討し、推進を図ります。